

【論文】

ハートビート法をめぐる法的諸問題について

井上 一洋

Kazuhiro Inoue

キーワード ハートビート法, リプロダクティブ・ライツ, Gonzales 判決

本稿では、いわゆるハードビート法をめぐる法的諸問題について検討を行う。

はじめに

1973年のRoe判決¹において、連邦最高裁は、女性が中絶するか否かの自由が憲法上のプライバシーの権利に含まれると判示した。そして、その後、連邦最高裁は、1992年のCasey判決²において、この権利を再確認した。ところで、アメリカでは、2013年、ノースダコタ州において、胎児の心拍が確認される妊娠6週目以降の中絶を禁じる、いわゆるハートビート法が成立した後、同様の法律を制定する州が相次いだ。また、Trump前大統領も2019年の一般教書演説において、妊娠後期中絶を禁止する法案を議会に求めた。このように、近年のアメリカにおいては、保守派を中心に1973年のRoe判決を覆そうという意図が認められる。そこで、本稿では、Roe判決、Casey判決、Gonzales判決³を概観した上で、いわゆ

¹ Roe v. Wade 410 U.S. 113 (1973). 日本におけるRoe判決に関する優れた論文は膨大な数に及ぶが、同判決を検討するにあたり、本稿では主に以下の文献を参考にした。小竹聡「アメリカにおける妊娠中絶判決の形成—中絶法の廃止に向けた運動の展開—」早稲田法学85巻3号(2010年)407頁、小竹聡「翻訳—Roe v. Wade, 410 U.S. 113 (1973) 判決」政治・経済・法律研究17巻1号(2014年)113頁、小竹聡「47 妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (1)」樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太編『アメリカ法判例百選』(有斐閣、2012年)96-7頁、高橋一修「40 妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (1)」藤倉皓一郎・木下毅・高橋一修・樋口範雄【編】『英米判例百選』(有斐閣、1996年)82-3頁、山崎康仕「翻訳 人口妊娠中絶をめぐる規範の形成：Roe v. Wade」国際文化学研究40巻(2013年)143頁、黒澤修一郎「Roe 判決とバッククラッシュ・テーゼ (1)」島大法学61巻1・2号(2017年)1頁など。

² Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey, 505 U.S. 833 (1992). Casey判決を検討するにあたり、本稿では主に以下の文献を参考にした。山本千晶「『責任』をめぐるCasey判決とフェミニズム理論」ジェンダー研究10号(2007年)47-60頁、高井裕之「妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (2)」樋口範雄・柿嶋美子・浅香吉幹・岩田太編『アメリカ法判例百選』(有斐閣、2012年)98-9頁。

³ Gonzales v. Carhart, 550 U.S. 124 (2007). Gonzales判決を検討するにあたり、本稿では主に以下の文献を参考にした。小竹聡「最近の判例 Gonzales v. Carhart, 550 U.S. 124, 127 S.Ct. 1610 (2007) —2003年連邦「一部出生中絶」禁止法の合憲性」アメリカ法2008年1号(2008年)121-8頁、大島佳代子「一部誕生した胎児の堕胎を禁止する連邦法の合憲性と堕胎法理にみる先例の役割—Gonzales v. Carhart, 127 S.Ct.1610 (2007)の合憲性」[アメリカ合衆国連邦最高裁2007.4.10]同志社アメリカ研究45号(2009年)83-101頁、根本猛「判例研究 人工妊娠中絶規制の新判例—Gonzales v. Carhart, 550 U.S. 124(2007)」静岡大学法政研究13巻3・4号(2009年)210-184頁。

井上(一)：ハートビート法をめぐる法的諸問題について

るハートビート法をめぐる法的諸問題について検討を行いたい。

I Roe 判決および Casey 判決について

Roe 判決では、母親の生命を救う目的以外の中絶を禁止していたテキサス州の中絶禁止法 (criminal abortion laws) が合衆国憲法の修正 1 条, 修正 4 条, 修正 5 条, 修正 9 条, そして, 修正 14 条により保障されているプライバシーの権利を侵害しているとして問題となった。同判決で法廷意見を執筆した Blackmun 裁判官は、合衆国憲法がプライバシーの権利を明示していないが、連邦最高裁は、合衆国憲法修正 1 条, 修正 4 条, 修正 5 条, 権利章典の半影, 修正 9 条, 修正 14 条の自由の中にそれを見出してきたと指摘するとともに、このプライバシーの権利は、女性が妊娠を終了させることをも包摂する広範な概念であると指摘した。その上で、同裁判官は、基本的権利に対する一定の制限は、やむにやまれぬ政府利益 (compelling state interest) によってのみ正当化されると述べるとともに、基本的権利を制限するような立法は、やむにやまれぬ政府利益のみを実現するよう厳密に制定されなければならないと判示した。また、Blackmun 裁判官は、胎児が合衆国憲法修正 14 条の「人」という語には含まれないと述べた。同裁判官は、現在の医学水準に照らすと母体の健康に対する州の利益については、その compelling point が、およそ第 1 トライメスターの終了時であると指摘した上で、これはこの時期までは中絶による死亡率が通常分娩のそれよりも低いという医学上確立した事実に基づくものであり、それゆえ第 1 トライメスターのおよその終了時までであれば、医師は、患者と相談の上、医学的判断に基づき、州による規制なしに自由に中絶をするか否か決めることができると述べた。そして、同裁判官は、第 2 トライメスターにおいては、母親の健康維持とその保護は、やむにやまれぬ政府利益と位置付けられるため、州は母体の健康維持と保護に合理的に関連する限りにおいて、中絶を規制することができると判示した。さらに、同裁判官は、潜在的な生命に対する州の重要かつ正当な利益に関する compelling point は、胎児が子宮外で生存可能な時点であると指摘し、その理由として、その時からおそらく胎児は母親の子宮外で意義ある生を送る可能性を有するからであると述べるとともに、この第 3 トライメスター以降、潜在的な生命に対する保護が、やむにやまれぬ政府利益として位置付けられるため、州は母体の生命または健康を守るために必要な場合を除いて中絶を禁止し得ると判示した。そして、同裁判官は、以上のような基準に照らすと、本件テキサス州法は、妊娠初期に行われる中絶と後の段階での中絶とを区別しておらず、また合法的な中絶ができる理由を母親の生命を救うという単一の理由に限定している点において、過度に広範であり、違憲であると結論づけた。このように、Roe 判決において、連邦最高裁は、妊娠の段階に応じて妊婦の利益あるいは政府の利益を優先する 3 期からなる判断基準を示した。

1992 年の Casey 判決では、1988 年および 89 年に修正された 1989 年ペンシルベニア州法の 5 つの条項⁴の合憲性が争われた。O' Connor, Kennedy, Souter 各裁判官による共同意見は、第一に胎児が子宮外で

⁴ 本件において争われた 5 項目は、§ 3203, § 3205, § 3206, § 3209, § 3214 である。§ 3203 は、中絶規制が免除される医療上の緊急時を定義している。§ 3205 は、中絶を求める女性に対し、中絶が行われる少なくとも 24 時間前

生存可能となる前の段階において、女性は州からの不当な干渉を受けずに中絶を選択する権利を有していること、第二に胎児が子宮外で生存可能となった後でも女性の生命および健康に対する危機が生じた場合、州は中絶を規制する権限を有していること、第三に州は妊娠の当初から女性の健康とやがて子どもになる胎児の生命を保護・促進するという正当な利益を有していること、という Roe 判決における3つの基本的原則を再確認した。その上で、共同意見は、Roe 判決を踏襲し、女性が中絶を選択する権利の保障は、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項の自由 (liberty) から導かれると説示した。その一方で、共同意見は、Roe 判決が示した極めて硬直的なトライメスターの枠組が、胎児の生命に対する州の利益を軽視するものであるため却下すると判示した。さらに、共同意見は、女性の中絶を選択する権利の行使につき不当な負担 (undue burden) を課す州の規制、すなわち、子宮外で生存可能でない胎児の中絶を求める女性に対する実質的な障害となるような目的 (purpose) および効果 (effect) を有する州の規制のみが合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項により保護された自由に違反すると結論づけ、このような判断基準の下、夫への通知規定以外のすべての規制を合憲と判断した。

II Gonzales 判決とその影響

2007年のGonzales判決において、連邦最高裁は、中絶規制に関する先例を覆したかのような判決を下した。この事件では、2003年の一部分娩した胎児の中絶を禁止する連邦法⁵の合憲性が問題となった。本件で問題となった連邦法が禁止するのは、拡張排出 (dilation and evacuation), すなわち、D&E と称される手術類型のうちの一つで「無傷のD&E」 (intact D&E) ⁶と称される中絶方法である。

通常、妊娠の第2トライメスターでは、D&Eといわれる手術方法が採用されている。このD&Eにおいて、医師は、まず子宮頸管を拡張するとともに子宮に手術器具を挿入する。そして、医師は手術器具を操作し、胎児の一部をつかんで胎児を子宮頸部から産道へと引き出す。その際、子宮頸部における抵抗により、胎児がバラバラに引き裂かれることもある。また、D&Eにおいて、医師は、胎児を子宮外へ引き出すために、手術器具を10～15回引き抜く行為を繰り返す。これに対し、「無傷のD&E」では、医師は、わずか数回の手術器具の引き抜きで、生きている胎児の頭部以外の身体全体を無傷あるいはほぼ無傷で母体から取り出す。その後、胎児の頭部が子宮頸管を通過できるようにするために、医師は胎児の頭蓋骨に穴を開け、それを押しつぶした上で、胎児を子宮外へ引き出すとともに臍の緒を切断し、胎盤を引き出し、

に中絶に関するインフォームド・コンセントの保障が与えられることを要求している。§ 3206は、未成年者が中絶を受ける場合、両親のいずれか一方に対し、インフォームド・コンセントが行われることを義務づけている。但し、それが不可能な場合は裁判所の許可をもって代えることができるとしている。§ 3209は、その夫に中絶のことを通知したことを示す署名入りの書面を既婚女性から受け取らない限り、医師に対し、中絶をしてはならないことを命じている。§ 3214は、中絶を行う施設に対し、中絶が行われる毎に一定の報告義務を課している。以上については、山本千晶、前掲注(2) 57-8頁も参照した。

⁵ Partial-Birth Abortion Ban Act of 2003, 18 U.S.C. § 1531 (2000 ed., Supp. IV).

⁶ 「無傷のD&E」という表現については、大島佳代子、前掲注(3) 85頁を参照した。

一連の手術を終了する。

この「無傷のD&E」に対しては、懸念が示され、実際、多くの州で一部分娩した胎児の中絶を禁じる州法が制定された。また、1996年および97年に連邦議会は、一部分娩した胎児の中絶を禁止する法案を可決したが、当時のClinton大統領が拒否権を行使し、廃案とした。しかし、2003年、このGonzales判決で問題となった連邦法が連邦議会で可決され、翌年の11月5日にBush前大統領が署名し、その翌日、発効した。

このGonzales判決では、Kennedy裁判官が法廷意見を執筆した。Kennedy裁判官は、第一に胎児が子宮外で生存可能となる前の段階において、女性は州からの不当な干渉を受けずに中絶を選択する権利を有していること、第二に胎児が子宮外で生存可能となった後でも女性の生命および健康に対する危機が生じた場合、州は中絶を規制する権限を有していること、第三に州は妊娠の当初から女性の健康とやがて子どもになる胎児の生命を保護・促進するという正当な利益を有していること、というRoe判決における3つの基本的原則をCasey判決は再確認したと述べた上で、そのうち特に重要なのが第三の基本的原則であると指摘した。そして、同裁判官は、当該立法が胎児の生命を保護するという政府の正当な利益を促進するか否かの判断にあたり、当該規制の目的や効果が女性の中絶を選択する権利の行使につき、実質的な障害となる場合には、胎児の子宮外生存可能性が生じる前の中絶をする権利に対する不当な負担となるが、その一方で、右規制の目的や効果が中絶に関する女性の選択権の行使に対する実質的な障害とならなければ政府の規制は容認されると判示した。そして、同裁判官は、Casey判決がバランスを取ったものであり、本件においても同判決の基準を適用すると述べるとともに、もし違憲判決を下した下級審判決を支持するのであれば、政府が胎児の生命を保護・促進するという実質的な利益を有しているという重要な判断枠組みは覆されることになるであろうと判示した。

同裁判官は、本件で問題となった連邦法の文面が、一般的なD&Eではなく、医師が「無傷のD&E」を行う目的で一定の解剖学的目安(anatomical landmarks)まで成長した胎児を子宮外に引き出すこと⁷を禁じるのみであったと指摘し、それゆえ、同法の規定は漠然不明確なものではなく、さらに、過度に広範なものでもない⁸と述べた。また、同裁判官は、当該連邦法が「無傷のD&E」のみを禁止するものであるから、中絶を求める女性に不当な負担をかけるものでもない⁹と指摘するとともに、当該連邦法の目的は、残忍で非人道的な処置から罪のない人命を守ることおよび医療界の倫理観を守ることであると述べ、政府は医療専門職の誠実さと倫理観を守る利益を有していると判示した。さらに、同裁判官は、政府が女性の内なる生命に対する深い敬意を示すために規制権能を行使することができることをCasey判決は再確認したと指摘した上で、生きている胎児の部分的な分娩を伴う中絶を禁止する当該連邦法は、政府の目的をより強固なものにしていると述べるとともに、議会はこのような中絶は新生児の殺害に類似している

⁷ 通常分娩において胎児の頭全体を完全に母体外に出すこと、あるいは逆子の場合には、胎児の臍の部分までが母体外へ出ること、または、通常分娩以外において部分的に胎児を分娩することを指す。以上の点については、18 U.S.C. § 1531 (b) (1) (A) を参照。

と判断したと判示した。加えて、同裁判官は、議会在「無傷のD&E」は、医師の適切な役割に関する国民の期待を損なうと考えるのは自然なことでありと説示した。また、同裁判官は、母体の健康を理由とした適用除外規定を欠く当該連邦法が、母体に対するリスクを生み出すか否かという点について、医学的に一致した見解を示す証拠が提出されていないと指摘した上で、このような医学的な不確実性が存在する場合には、文面上違憲という主張は正当化し得ないと述べた。そして、同裁判官は、被上訴人が当該連邦法の規定が漠然不明確なものであること、あるいは同法が過度に広範なものであること、さらに、母体の健康を理由とする適用除外規定がないことを理由に中絶を求める女性の権利に不当な負担を課すものであるということを立証していないと結論づけた。また、同裁判官は、個別かつ明確に定義された事例において、本法で禁止されている処置を用いなければならないような状態が発生しているか、または発生する可能性があることを示すことができるような場合、本件連邦法が母体の健康を理由とする適用除外規定を欠いていることの合憲性について適用違憲で争うことが妥当ではあるが、文面違憲を争う被上訴人はそのような主張をしていないと述べた上で、個別の事例で適用違憲を主張する道が開かれていると判示した。

Gonzales 判決は、中絶に対する規制を取り巻く状況を一変させた⁸。つまり、プロライフ派の人々は、このGonzales 判決によって、より厳しい中絶規制の可能性を見出したのである。ところで、胎児の心拍が検出されると直ちに中絶を規制する、いわゆるハートビート法が存在する。このハートビート法は、最も強力な中絶規制であるといわれる。ほとんどの場合、女性が自身の妊娠を自覚する前に胎児の心拍が検出できるが、多くのハートビート法は、胎児の心拍が検出された時点での中絶を規制している。胎児の心拍が検出可能となる時期は、胎児が子宮外で生存可能な状態となる前の時期であり、通常は12週から20週の間とされる。ハートビート法は、Gonzales 判決の後に注目を集め始めた。

III Gonzales 判決とハートビート法

Gonzales 判決の後の2011年の最初の6ヶ月間に、各州は記録的な数の中絶規制法案を提出し、それを成立させたが、その最たるものがハートビート法であった。たとえば、2011年、オハイオ州の議会の下院に提出された法案は、「何人も心拍が検出された胎児の生命を停止させ、またはあたかもそれを幫助するような特定の意図をもって、故意に妊婦に中絶行為を行ってはならない」と規定していた。結局、同法案は可決に失敗したが、2013年8月には別のハートビート法案が提出された⁹。しかし、この法案も下院において、47対40の僅差で否決された¹⁰。また、2013年、ノースダコタ州は、ハートビート法¹¹を成立させることに成功したが、翌年4月、ノースダコタ州南西部連邦地方裁判所は、当該州法の執行に

⁸ Jordan Dahme, *Heartbeat Bans and Gonzales: How the Door Was Opened for a New Era of Anti-Abortion Legislation* 25 TEMP. POL. & CIV. RTS. L. REV. 51, 58 (2016).

⁹ *Id.* at 59.

¹⁰ *Ibid.*

¹¹ North Dakota Human Heartbeat Protection Act (HB 1456).

つき終局的差止命令を下した。さらに、2013年、アーカンソー州においても、ハートビート法¹²が制定され、それにあわせ同州における中絶をめぐる州法が大幅に改正された。当初、アーカンソー州知事は、この法案に対して拒否権を行使したが、最終的に州議会によって拒否権が覆された。このアーカンソー州のハートビート法は、性的暴行や母体の生命の危険がある場合を除き、胎児の心拍が検出され、かつ妊娠12週以上に達した場合の中絶を規制するものである。同州法の下では、中絶にあたり、医師は超音波検査を行い、胎児の心拍があるか否かを確認しなければならない。また、同州法は、超音波検査によって胎児の心拍が検出された場合、胎児に心拍があること、さらに、胎児の成育可能性に関する統計的確率、加えて、妊娠12週以上の場合には中絶が禁止されていることを書面で医師が女性に通知しなければならないと定めるとともに、このような情報を受け取ったことを確認するための確認書に女性が署名することを求めている。さらに、同州法の下では、胎児の心拍が検出されているにもかかわらず、意図的に中絶を医師が行った場合、その医師は医師免許を取り消される可能性がある¹³。

2013年、当該州法の成立を受け、アメリカ市民自由人権協会 (the national American Civil Liberties Union, 以下、ACLUと略す。)、アーカンソー州ACLU、および生殖に関する権利センター (the Center for Reproductive Rights) の弁護士は、Little Rock Family Planning Services, Inc. で中絶を行う医師である Louis Jerry Edwards と Tom Tvedten に代わり、訴訟を提起した¹⁴。原告は、妊娠12週目から中絶を禁止する同州法の規定が合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項に違反し、患者のプライバシーの権利を侵害していると主張した。このような原告の訴えに対し、連邦地裁は、妊娠12週目に胎児が子宮外で生存可能であるということが立証されていないため、当該州法は違憲であると結論づけ、右州法の執行につき終局的差止命令を下した。その後、2014年、アーカンソー州は、第8巡回区連邦控訴裁に控訴した¹⁵。同連邦控訴裁は、Casey 判決に依拠し、当該州法が中絶を選択する権利の行使につき、女性にとって実質的な障害となっている場合には、右州法は違憲となると述べた。アーカンソー州側は、同州の中絶の20パーセントが妊娠12週目以降に行われていることを示す統計資料を証拠として提出し、本件州法は中絶を選択する権利の行使につき、女性に不当な負担を課すものではないと主張したが、同連邦控訴裁は、当該州法が妊娠12週目という明確な線引きを行っており、胎児の子宮外生存可能性を基準とする連邦最高裁判例と矛盾していると判示した。さらに、同連邦控訴裁は、当該州法の検出可能な胎児の心拍に関する規定および妊娠12週という妊娠期間に関する規定は、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項に違反していると結論づけるとともに、原告とその患者は、裁判所の差止命令による救済がなければ、取り返しのつかない損害を被ることになると判示した。その後、2015年、アーカンソー州は、本件につき連邦最高裁にサーシオレイライの発給を求めたが、上告は受理されなかった。

¹² Arkansas Human Heartbeat Protection Act.

¹³ Jordan Dahme, *supra* note 8, at 60.

¹⁴ Edwards v. Beck, 946 F. Supp. 2d 843 (2013).

¹⁵ Edwards v. Beck, No. 14-1891 (8th Cir. 2015).

ところで、Gonzales 判決は、ハートビート法を正当化する可能性のある3つの点について言及した。一点目は、人間の生命を尊重し、胎児を保護するという政府の利益に関するものである¹⁶。Gonzales 判決において、連邦最高裁は、胎児を保護するという政府の利益に基づき、政府が生命の尊厳を維持するために権限を行使することができること、さらに、道徳に反するとされる「無傷のD&E」を残虐性・非人道性を理由に禁止することは、政府の利益を促進するための適切な方法であると判示した。プロライフ派の人々は、このGonzales 判決の胎児を保護するという政府の利益に関する部分を引用し、ハートビート法を正当化しようとしている¹⁷。つまり、プロライフ派の人々は、医師が中絶という残忍な行為を行うことを阻止するハートビート法が、胎児の生命を守るという政府の利益を直接的に促進するものであると主張するのである¹⁸。この点につき、Dov Fox は、胎児を保護するという政府の利益とは、妊娠期間を通じて徐々に増加する不特定なものであるため、それは胎児が子宮外で生存可能となる前の段階における中絶の禁止を正当化できるほど強力なものでない指摘する¹⁹。実際、連邦最高裁は、Casey 判決において、「胎児が子宮外で生存可能となる前の段階における政府の利益は、中絶を選択する女性の権利に対する実質的な障害を課すことを正当化するほど強力ではない」と述べている²⁰。ところで、アーカンソー州のハートビート法は、胎児の心拍が検出され、妊娠12週に達した時点での中絶を規制していたが、これは胎児が子宮外で生存可能な状態になる前の中絶に向けられたものであり、Casey 判決に明らかに違反するものといえよう。

二点目は、すべての中絶を禁止または制限しない限り、その法案は容認されうという点である²¹。Gonzales 判決において、連邦最高裁は、同判決で問題となった立法は、「無傷のD&E」のみを禁止しており、中絶を求める女性にとって実質的な障害となるものではなく、また不当な負担となるものではないと判示した。つまり、同法は、他の一般的な中絶方法を容認しており、中絶を選択する女性の権利を実質的に阻害するものではないというのである。このようなGonzales 判決の判例理論を用いて、プロライフ派の人々は、胎児の心拍が検出され、妊娠12週に達すると中絶を禁止する規制は、すべての中絶を禁止するものではないので妥当であると主張している²²。このような論理に依拠すれば、すべての中絶が禁止されない限り、女性の中絶を選択する権利に影響を与える規制を実施することは合理的となる。実際、先に述べたアーカンソー州のハートビート法が問題となった事件において、アーカンソー州側は、この判例理論に依拠し、同州のハートビート法は、中絶を全面的に禁止するものではなく、さらに、同法は妊娠

¹⁶ Jordan Dahme, *supra*note 8, at 64-5.

¹⁷ *Ibid.*

¹⁸ *Ibid.*

¹⁹ Dov Fox, *Interest Creep*, 82 GEO. WASH. L. REV. 273, 297-8 (2014).

²⁰ Casey, 505 U.S. at 846.

²¹ Jordan Dahme, *supra*note 8, at 68.

²² *Ibid.*

12 週前の中絶と胎児の心拍が検出される前の段階の中絶を規制するものでもないと主張した²³。しかしながら、Gonzales 判決で問題となった連邦法は、女性が中絶を受けられるかどうかではなく、女性が受けられる中絶の種類に対する規制であった。これに対して、ハートビート法は、中絶方法に対する制限ではなく、中絶全般に対する規制である。つまり、ハートビート法は、女性が中絶を受ける方法を規制するのではなく、女性の中絶を受ける権利を完全に制限するのである。また、ハートビート法は、胎児の子宮外生存可能性という中絶に対する規制基準を完全に破壊する可能性がある。Casey 判決によれば、胎児が子宮外で生存可能な状態になるまでは、政府は中絶を規制することはできず、たとえば、子宮外で胎児が生存可能な状態になる前に政府が中絶を規制した場合、それは違憲となる。したがって、アーカンソー州のハートビート法のように、心拍の検出に依拠した中絶の規制や妊娠週に依拠した制限を州が女性に課した場合、それは、州が Casey 判決に反する新たな基準を創設することを意味するのである。胎児の子宮外生存可能性の時期は個々の妊娠毎に異なる場合があり、医学的な概念である胎児の子宮外生存可能性を特定の時点に置くことは、立法府や裁判所の役割ではないであろう。中絶を行うことができるかどうかの一定の時期を再定義しようとしている一部の州の立法は、胎児の子宮外生存可能性は医師以外の者が決定するものではないという連邦最高裁の見解に明らかに違反しているように思われる²⁴。

最後にハートビート法は、女性ではなく医師を規制するものであるため合憲であると主張しようという点があげられる²⁵。Gonzales 判決は、連邦最高裁が患者の健康に利益をもたらすために医師が必要と判断した医療処置を政府が禁止することができるとした初めての判決であった²⁶。Gonzales 判決で問題となった連邦法は、「無傷の D&E」を行うことを禁止しており、それは本質的には医師に対する制限であって手術を受ける女性に対する制限ではなかった。プロライフ派の人々は、Gonzales 判決に依拠し、ハートビート法は女性ではなく、医師を規制するものであるため、女性の権利を侵害していないと主張している²⁷。ところで、Roe 判決において、連邦最高裁は、医師と患者との間の私的な関係を保障する憲法上の権利について明示的に言及していないが、「政府による規制なしに医師が患者とともに医学的判断の下、患者の妊娠を中絶すべきかどうかにつき、決定しなければならない」と指摘している。このような連邦最高裁の指摘は、医師と患者との間には憲法上保護された私的な関係が存在するというを示唆している²⁸。また、医師と患者との間の私的な関係を保障する憲法上の権利について、George J. Annas は、Roe 判決および Doe 判決²⁹において、医師と患者との間の私的な関係が憲法上のプライバシーの権利によって

²³ *Id.* at 70.

²⁴ Casey, 505 U.S. at 870.

²⁵ Jordan Dahme, *supra* note 8, at 71.

²⁶ George J. Annas, The Supreme Court and Abortion Rights, 356 NEW ENG. J. MED. 2201 (2007).

²⁷ Jordan Dahme, *supra* note 8, at 71.

²⁸ Roe, 410 U.S. at 152, 163.

²⁹ Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973).

井上(一)：ハートビート法をめぐる法的諸問題について

保護されるということが確立したと主張する³⁰。以上のような Roe 判決や Annas の説に依拠すれば、政府の介入から医師と患者との間の私的な関係を合衆国憲法が保護しているということは明らかであろう。ハートビート法に基づく医師に対する規制は、医師と患者との間の私的な関係に対する政府の介入につながる蓋然性が高く、それは必然的に患者の権利にも影響を及ぼすように思われる³¹。

おわりに

Gonzales 判決の後、多くの州でハートビート法の制定がなされた。しかし、本稿で検討したように、ハートビート法は、これまでのリプロダクティブ・ライツをめぐる連邦最高裁判例を無視しているように思われる。アメリカにおける今後のリプロダクティブ・ライツをめぐる判例の動向を注視していきたい。

³⁰ George J. Annas, *supra* note 26, at 2201.

³¹ Jordan Dahme, *supra* note 8, at 72.